

○三重県聴覚障害者支援センター条例

平成二十三年六月三十日三重県条例第二十八号

改正

平成二七年三月二七日三重県条例第一号

三重県聴覚障害者支援センター条例をここに公布します。

三重県聴覚障害者支援センター条例

(設置)

第一条 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）の福祉を増進するため、三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- 一 聴覚障害者等用の録画物その他各種情報を記録した物の製作又は貸出しに関すること。
- 二 手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関すること。
- 三 聴覚障害者に情報を伝達するための機器の貸出しに関すること。
- 四 聴覚障害者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第一百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務

- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 前二号に掲げる業務のほか、知事がセンターの管理上必要と認める業務
（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類
（指定管理者の指定）

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると思えたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（選定委員会）

第七条 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定等の告示)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第九条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十一条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十二条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由

により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(開館時間)

第十三条 センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第十四条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(利用者等に対する指示)

第十五条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第十七条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第十六条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第十七条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第十八条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であったものは、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。